



横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料  
平成21年6月22日  
(財)横浜市芸術文化振興財団  
経営企画グループ長  
西村 雅典  
業務管理グループ長  
飯島 佐智子  
電話 045-221-0212

## 神奈川県で公益認定第1号！

私たちは7月1日から

# 「公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団」

となります。

財団法人 横浜市芸術文化振興財団(理事長 澄川 喜一)では、昨年の平成20年12月12日に、神奈川県知事あてに公益財団法人として活動するための公益認定申請をいたしました。おかげさまで、平成21年6月19日付で神奈川県知事より、公益財団に移行するための認定通知をいただきました。

この後、7月1日の登記を経て「公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団」と名称変更し、業務を実施してまいります。

今回の公益認定は、神奈川県内で第1号であり、横浜市の外郭団体としても初めてとなります。また全国的にも、県や市が出資している芸術文化財団としては極めて早い認定となります。

今後も、公益に資する法人としては勿論のこと、芸術文化の振興、文化芸術創造都市横浜の発展に寄与するため、その役割を果たすべくより一層邁進してまいります。

### 【公益法人の主なメリット】

公益法人としての認定を受けると、

- ①寄附者(個人・法人)は税額控除等の優遇措置を受けることができる。
- ②法人としては法人税などに優遇税制を受けることができる。
- ③「公益法人」として公的に認められることにより、社会的信用が高まることが期待できる。

(公益認定とは)

平成20年12月1日に公益法人に関する制度改正が施行されました。民法第34条に基づいて設立された社団法人及び財団法人は、全国に約25,000団体ありますが、全ての法人は、この制度改正により施行日以降5年の間に、一般財団(社団)法人又は公益財団(社団)法人のいずれかに移行しなければならないことになっています。

平成21年5月末現在、法人の新規設立を含めた全国の認定申請件数は131件で、うち17件が「公益認定」を受けています。

### 【この資料に関するお問い合わせは】

財団法人 横浜市芸術文化振興財団 担当:西村まで

Eメール: arts-info@yaf.or.jp

〒231-0003 横浜市中区北仲通 4-40 商工中金横浜ビル5F

電話 045-221-0212 FAX 045-221-0216

<http://www.yaf.or.jp/>

フランス絵画の19世紀  
横浜美術館：  
2009年6月12日[金]～8月31日[月]